

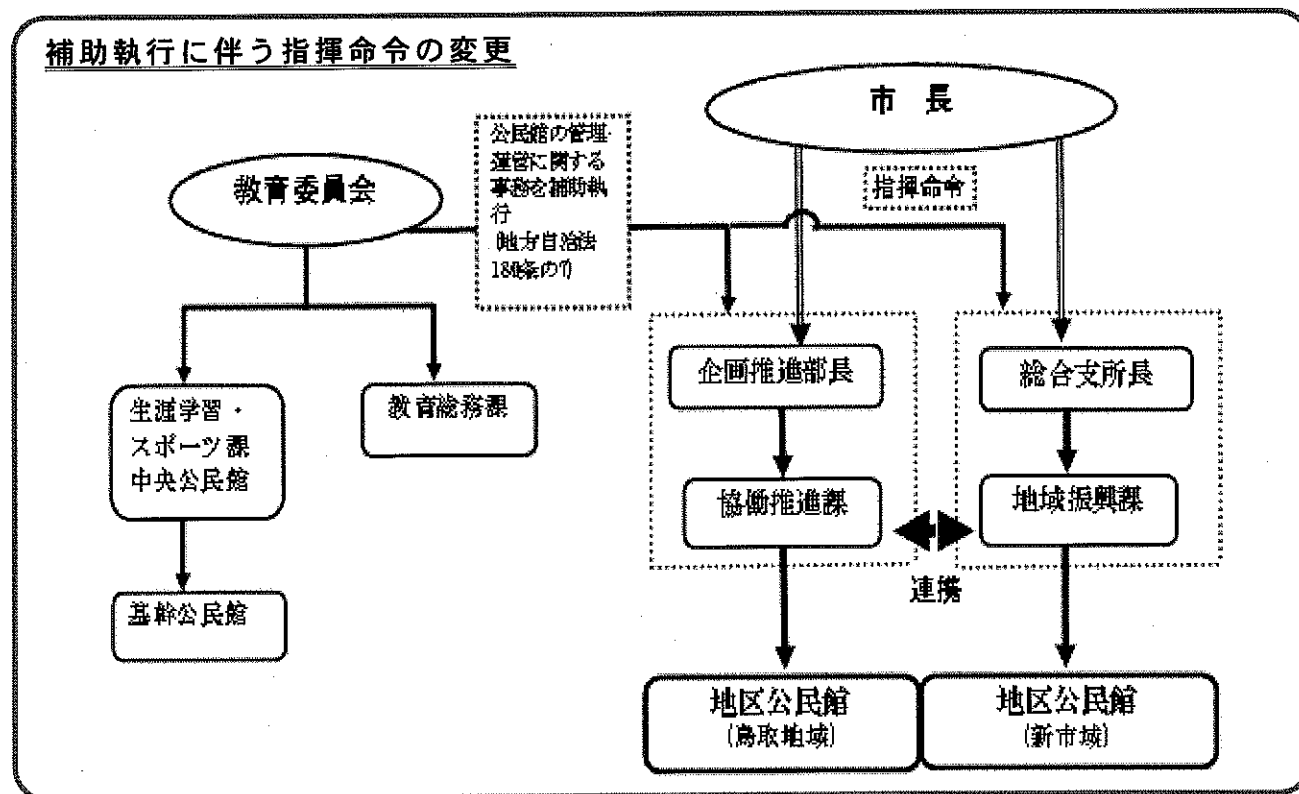
基幹公民館（新市域の中央公民館）の位置付けについて

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

1 基幹公民館の位置付け検討に関する経緯

市町村合併時に旧市域にあった“中央公民館”は、地域の生涯学習の推進に影響がないようにとの観点から、暫定的に各地域の『基幹公民館』として位置付けられた。

その後、平成 20 年 4 月に地区公民館に関する業務が市長部局に補助執行され、基幹公民館が担ってきた「地域内の地区公民館を統括する」という役割も大きく変化してきた。



※「地区公民館事務の手引き」より

＜これまでの検討経過＞

- H16.11 基幹公民館設置
- H20.4 地区公民館業務を教育委員会から市長部局へ補助執行
- H21.1 『分室のあり方検討会議』で“基幹公民館は当面存続”と確認
- H23.1 『分室のあり方検討会議』で“分室は存続、分室と基幹公民館の職員を兼務”と決定
- H23.4 教育委員会分室と基幹公民館の職員兼務スタート
中央公民館長会議で『改めて基幹公民館のあり方を検討』と確認

2 現状の課題

- 地区公民館の管理運営に関する業務が市長部局に補助執行されたことにより、基幹公民館の設置目的が不明確となった。
- 基幹公民館と教育委員会分室が、それぞれの立場で同一の地域（旧町村を単位とした地域）を対象に事業を実施していることにより、地域住民からみるとそれぞれの役割等が不明確となっている。
- 地域住民の文化の向上と福祉の増進の観点で、公共施設をより有効に利活用するニーズが広がる中で、基幹公民館は営利を目的とした事業等に利用することはできない（社会教育法第23条）。

など

3 位置付けの見直し

①条例上の位置付けについて

地域の様々なイベント等でより一層利活用が可能な施設とするため、基幹公民館を、現在の『鳥取市公民館条例』から『鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例』に基づく施設に移管することを基本とする。

※コミュニティ施設：地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設置している施設

②実施事業について

現在、基幹公民館が実施している事業は、全て教育委員会分室の事業とすることを基本とする。

③職員配置について

基幹公民館の嘱託職員を分室職員とする。（実質の職員数・体制は変更しない。）

4 今後の予定

H27.10 各地域の地域振興会議で意見交換

H27.11 各教育委員会分室で方針を検討

関係条例の改正準備

H28.2 平成28年2月議会に関係条例を提案

H28.4 基幹公民館の位置付け変更

資料：2

防災行政無線のデジタル化について

昨年度、防災行政無線デジタル化のための基礎調査、実施設計を行いました。

○デジタル化すると・・・

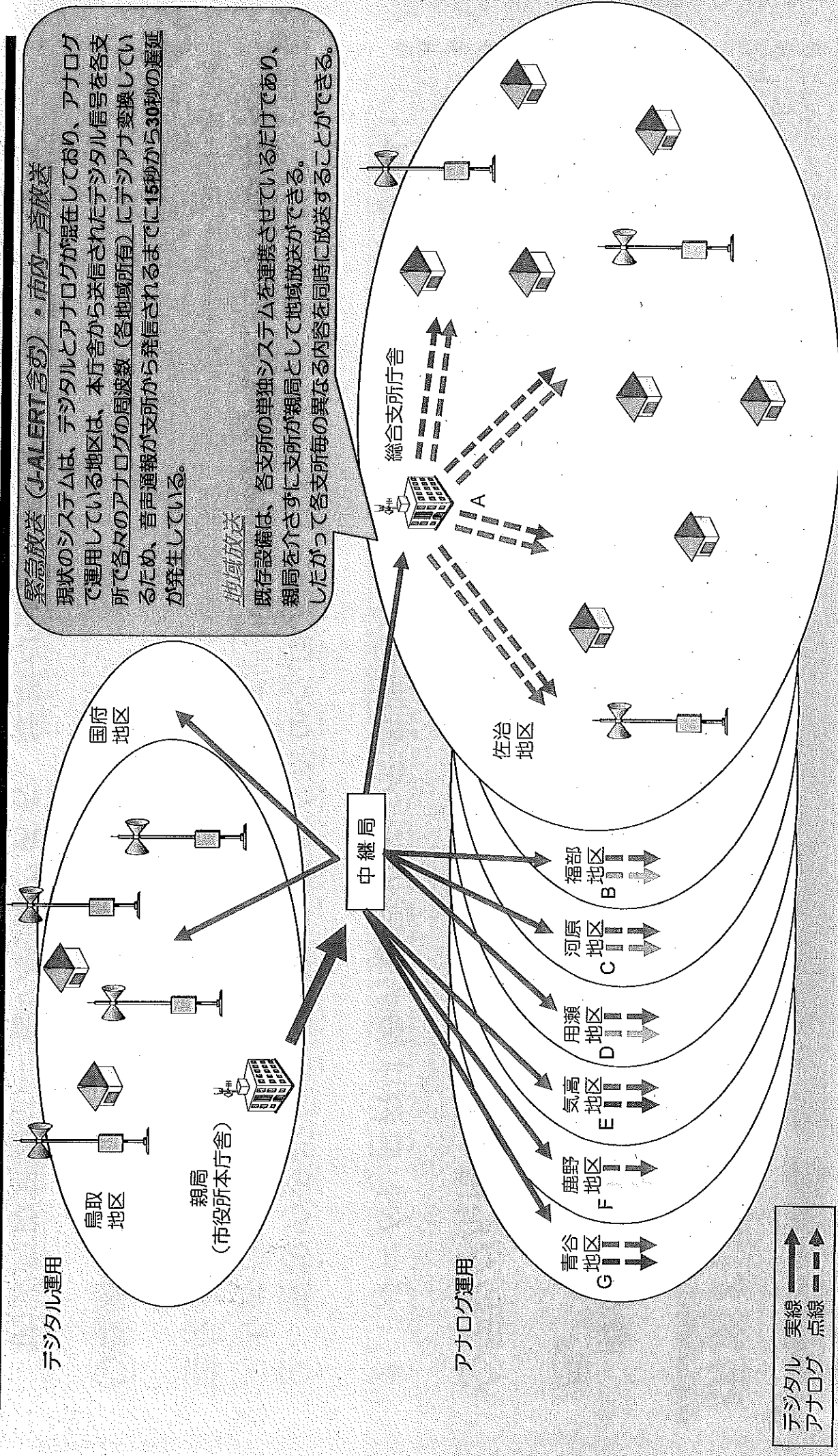
1. J-ALERT等の緊急放送の起動時間が15秒～30秒短縮される。
2. 複数の支所から同時に放送できなくなる。
支所からの地域情報が、これまでのように防災行政無線を使用して放送できなくなる。

○整備方針

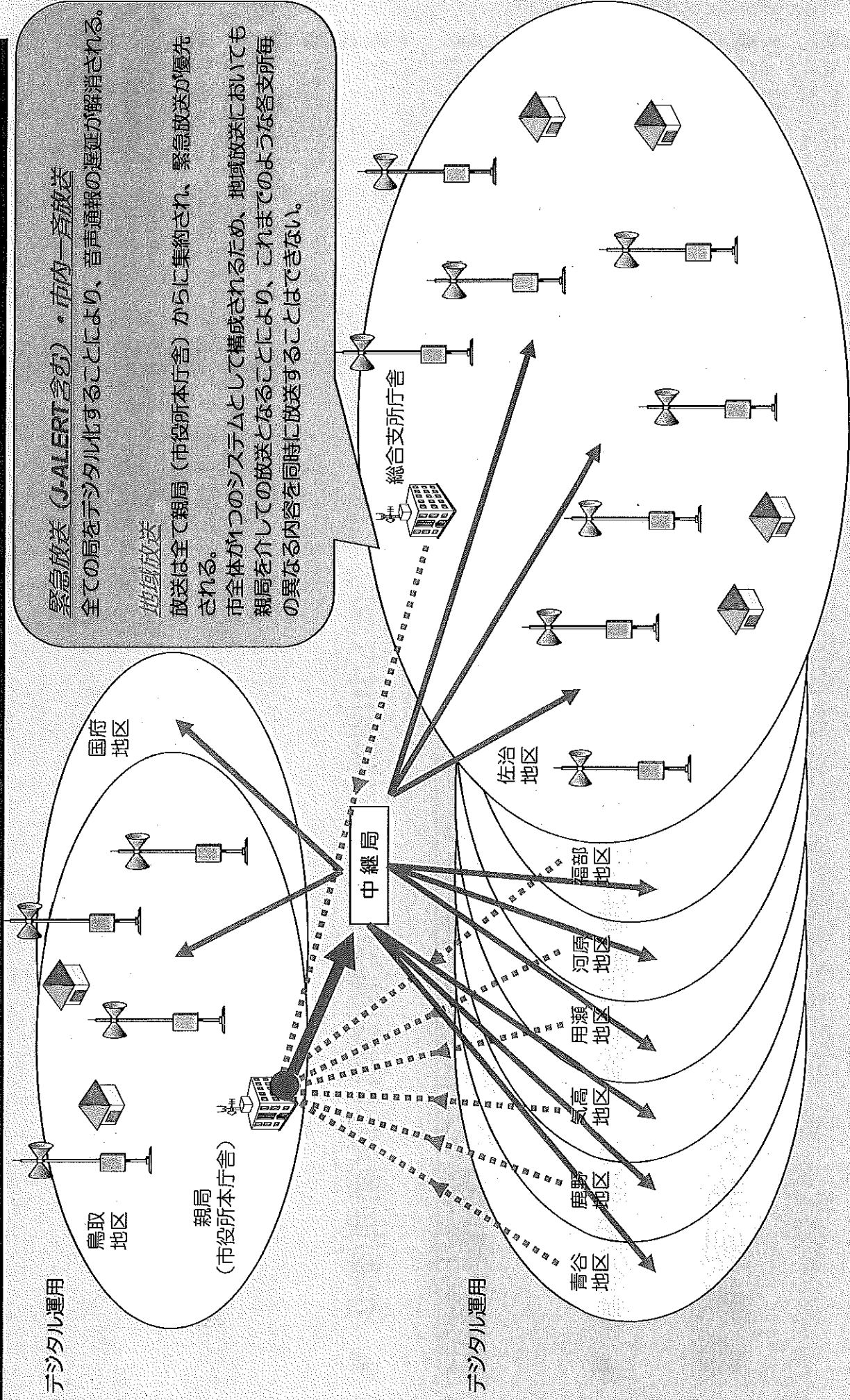
防災行政無線の一番の特徴である、住民が特別な装置を必要としないで、緊急情報を伝達できる、屋外スピーカーを中心とした整備とする。

※小集落においては、戸別受信機による整備になる場合がある。

鳥取市防災無線の現状



鳥取市防災無線デジタル移行後



事業進捗状況

- 青谷地域の工事発注準備中です。

地域情報の取扱いについて

- 企画推進部地域振興課において検討中です。

鳥取市防災行政無線 施設一覧表

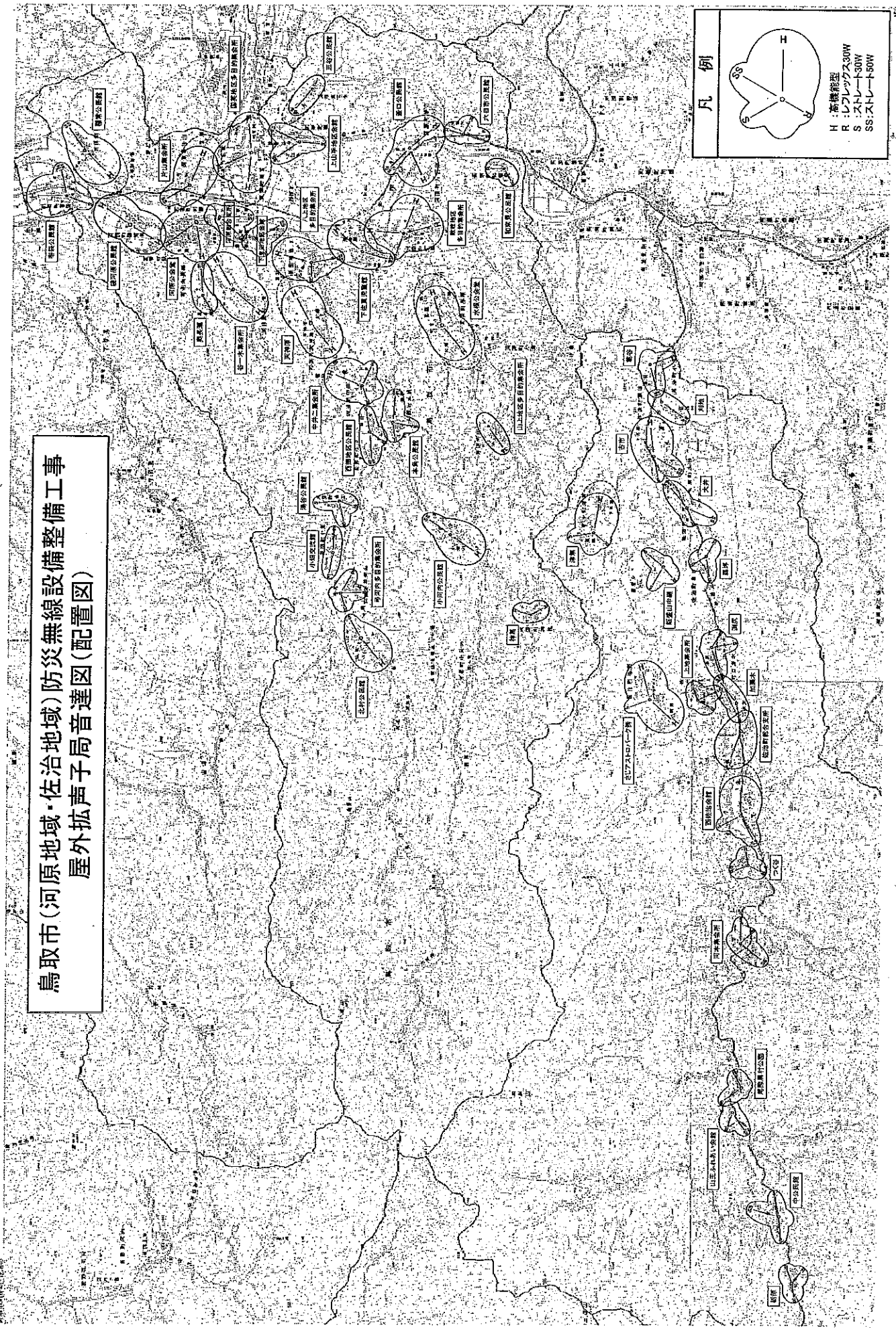
【佐治地区】

No	地区	名	称	既設子局名	備 考	既設	新設	アンテナ	再送信	ANT種別	高機能SP	レブックス	ストー130	ストー150
1	佐治	飯盛山		いいもりやまちゅうけい		1			1	3EL				ストー150
2	佐治	佐治総合支所		さじそん		1				3EL	1		2	
3	佐治	古市		ふるいち		1				3EL	1		1	1
4	佐治	加瀬木		かせぎ		1				3EL		1	1	1
5	佐治	河本集会所		かわもと		1				3EL		1	1	1
6	佐治	尾鷲農村公園		おわい		1				3EL		1	1	
7	佐治	橋原		とちわら		1				3EL		3		
8	佐治	中公民館		なか		1				3EL		3	1	2
9	佐治	つくぐ谷		つくぐだに		1				3EL		3		
10	佐治	淵尻		たかやま(ふちじり)		1				3EL		1	1	1
11	佐治	森坪		おわい(もりつば)		1				3EL		2		
12	佐治	津熊		つなし		1				3EL	1	1	1	
13	佐治	葛谷		かずらたに		1				3EL		2		1
14	佐治	上地集会所					1			5EL				
15	佐治	さびアストロパーク傍					1			5EL	2			
16	佐治	西佐治会館					1			5EL	1		1	1
17	佐治	山王ふれあい会館					1			5EL		1	1	2
18	佐治	天井					1			5EL		1	1	1
19	佐治	刈地					1			5EL				
廃止	廃止	加茂		かも										
廃止	廃止	津野		みいのて(つの)										
				小計		12	6	0	1		6	18	15	10

旧佐治町	世帯数	戸別受信機 アンテナ種別
1 佐治町小原	10	3EL
2 佐治町葛谷	36	ロッド
3 佐治町刈地	45	ロッド
4 佐治町津熊	55	ダイポール
5 佐治町古市	55	ロッド
6 佐治町大井	37	ロッド
7 佐治町森坪	36	ロッド
8 佐治町加瀬木	92	ダイポール
9 佐治町高山	96	ダイポール
10 佐治町津野	37	ダイポール
11 佐治町福園	21	ダイポール
12 佐治町加茂	73	ダイポール
13 佐治町畑	31	3EL
14 佐治町つくぐ谷	47	3EL
15 佐治町河本	20	3EL
16 佐治町余戸	40	3EL
17 佐治町尾鷲	42	3EL
18 佐治町中	15	3EL
19 佐治町橋原	12	3EL
旧佐治村 計	800	

鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	-	佐治	1 佐治町総合支所
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	2 古市
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	3 加瀬木
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	4 河本集会所
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	5 尾鷲農村公園
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	6 橋原
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	7 中公民館
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	8 つくぐ谷
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	9 淵尻
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	-	佐治	10 森坪
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	-	佐治	11 津熊
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	-	佐治	12 葛谷
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	13 上地集会所
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	14 さびアストロパーク傍
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	15 西佐治会館
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	16 山王ふれあい会館
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	17 大井
鳥取市役所(本庁舎)	0 毛無山中継局	F1 小倉山中継局	F2 飯盛山再送信子局	F7	佐治	18 刈地

鳥取市(河原地域・佐治地域)防災無線設備整備工事
屋外拡声子局音達図(配置図)



凡 例

H : 本機館型
R : レフレックス30W
S : ストリート30W
SS : ストリート80W

佐治町「地域おこし協力隊」事業に係る取り組み状況

平成 27 年 10 月 27 日（火）
第 5 回佐治地域振興会議用資料 3

平成 27 年度の活動状況は以下のとおりです。

◆農業関連活動

○多田隊員

- ・飯盛山ほ場での野菜栽培
⇒ 自然農法での多品目栽培（人参、トマトほか全 20 種）。
- ・かみんぐ百彩の運営支援
⇒ 公民館マルシェの継続（若葉台、遷喬）城北地区も開催希望有り。
- ・各種関連イベントの参加
⇒ たんぼり村まつり、アストロ月まつり、ふるさと祭りほか

○阿久津隊員

- ・飯盛山ほ場での野菜栽培
⇒ 県奨励品目（白ネギ、アスパラガス）の試験栽培。農業改良普及所の指導の下での栽培研修。その他大根、とうがらし、玉ねぎ等栽培。
- ・加工品開発販売促進支援
⇒ 特裁米「きらり」を使用した濁酒（どぶろく）製造支援。10 月から第 2 期製造研修受講中。

◆手すき和紙、移動販売関連活動

○横山隊員

- ・移動販売事業の支援
⇒ 事業運営補助及び新規企画提案など。8 月末で一区切り。
- ・手すき和紙産業の支援
⇒ 9 月から手すき和紙製造工程の習得研修（かみんぐさじ）。因州筆切らず保存会の再興支援（組織再興及び関連イベントの企画）。

◆五しの活用関連活動

○柿崎隊員

- ・ふるさと体験学習の支援
⇒ 市内小学校（主に 5 年生）のふるさと体験学習の受け入れ支援。

平成 27 年度全 20 校（10 月時点で 19 校終了）。

・新しい体験メニューの導入

⇒ 昨年度から継続の「シャワークライミング」、「ノルディックウォーク」に加え、用瀬と連携した登山体験メニューの検討。

<その他及び今後の予定等>

◇多田隊員、柿崎隊員の住居（空き家）確保

⇒ それぞれが 10 月中には引っ越し完了予定。多田隊員は高山、柿崎隊員は上大井に転居。

◇横山隊員の住居（空き家）探しの継続

⇒ 現在 2 つの物件を交渉中。11 月上旬には目途がたつ予定。

◇各種研修参加

鳥取市さじアストロパークで発見した

小惑星 73955 (1997 UE21) が「Asaka (安積)」と命名決定

1. 命名決定 (2015年9月28日付小惑星回報)

(73955) Asaka = 1997 UE21

Discovered 1997 Oct. 22 at Saji.

Asaka is reclaimed land in Koriyama city, Fukushima prefecture. In 2005 Koriyama became a sister city of Tottori, where the Saji Observatory is located. This naming was suggested by Koriyama citizens to commemorate the tenth anniversary of the sister-city relationship.

安積 (73955) 1997 UE21 発見: 1997年10月22日 佐治天文台

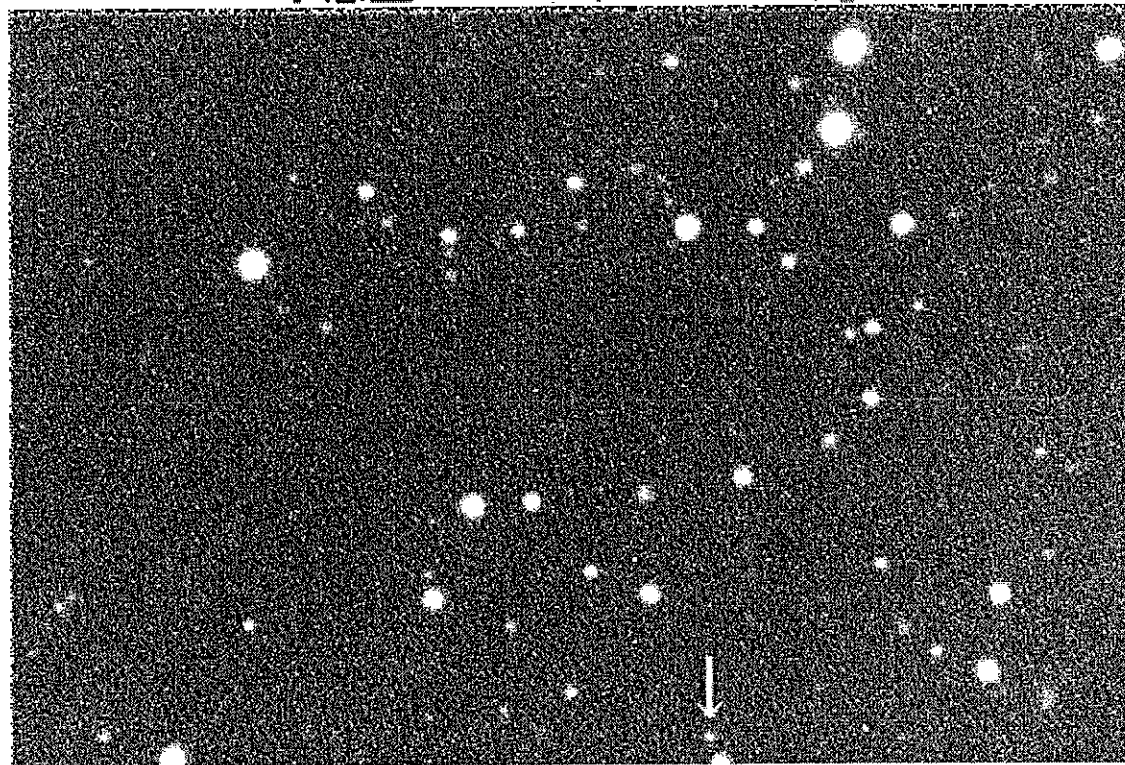
「安積」は、福島県郡山市の開拓地である。郡山は佐治天文台のある鳥取市と、2005年姉妹都市となった。命名にあたっては、姉妹都市10周年を記念し、郡山市民から提案があった。

2. 小惑星 73955 (1997 UE21) について

- 1) 登録番号: 73955 (仮符号: 1997 UE21)
- 2) 発見日: 1997年10月22日
- 3) 公転周期: およそ5年7ヶ月 (太陽のまわりをまわっています)
- 4) 推定直径: およそ4~9 km程度
- 5) 現在の場所: しし座の方向 (2015年10月現在)
地球から見て太陽に近い方向となるため、観察はできません。
- 6) 明るさ: およそ20等級
これは、目で見える明るさ(6等級)のおよそ40万分の1の明るさです。
鳥取市さじアストロパークにある103cm望遠鏡でも見ることはできませんが、
天体撮影用の特殊なデジタルカメラを取り付ければ、撮影可能です。
- 7) 次回の観察好期: 2016年2月頃 (しし座の方向で1.8等級)

3. 発見画像

小惑星「73955 (1997 UE21)」



撮影: 鳥取市さじアストロパーク

参考資料

1. 小惑星命名に関する国際的な決まり

小惑星の命名に関しては、次のような国際的決まりがあります。

- ・ローマ字表記で16文字以内（近年は12文字以内が通例）
- ・発音できるもの（例：SJなどは不可）
- ・政治家や宗教家などは死後100年が経過し、歴史的評価が定まっている場合のみ命名可能
- ・すでに命名されているものとまぎらわしいものは不可
- ・営利目的につながるような命名（企業名や商品名など）は不可

ただし、発見者に与えられているのは「命名提案権」であり、最終的な決定は国際天文学連合の小天体命名委員会でおこなわれます。そのため、提案が通るかどうかはわかりません。

また、国際天文学連合でも、これまでに上記条件に反するような名前が採用されたり、反していないのに命名されなかったりしています。そのため、完全に明確な選考基準はないというのが現状です。

2. 小惑星について

小惑星は主に岩石や金属からできた小さな太陽系の天体で、その多くは火星と木星の間に分布しています（小惑星がたくさんあるので「小惑星帯」と呼ばれています）。

太陽系外縁部の小天体を除いた最大の小惑星「セレス（またはケレス）」でも直径が約1000kmで、ほとんどの小惑星は数km以下という小さな天体です。2015年5月現在、その通り道（軌道）がよくわかっているものは68万個以上あり、さらに軌道が正確にはわかっていないものは百万個以上

もあります。さらにまだ発見されていないものもたくさんあり、小さなかけらのようなものまで含めると、その数はまさに無限に近いような数と言われています。

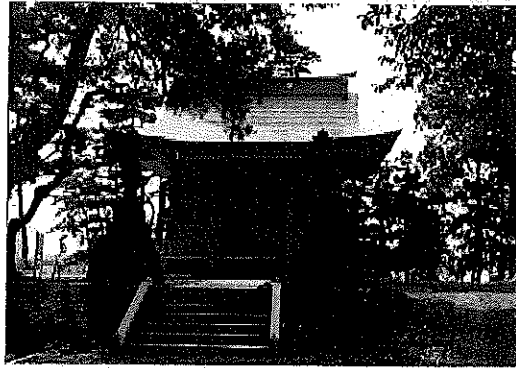
小惑星は数が非常に多いので、鳥取市さじアストロパークの103cm反射望遠鏡で星空を撮影すると、未知と思われる小惑星が写ることがあります。しかし、小惑星は見つけてすぐに発見とは認められません。数が非常に多いため、それぞれの小惑星の区別をきちんとつける必要があるためです。そのため、見つけた小惑星の観測を続け、その軌道が正確にわかり、他の人がその小惑星をとらえた時に、この小惑星は間違いなく「××××」だとわかるようになると、正式に発見と認められます。そのように軌道が正確にわかるまで、少なくとも4～6年はかかります。

軌道が正確にわかると、その小惑星には正式な番号（確定番号）が与えられます。確定番号は1801年に初めて発見された小惑星1番「セレス」からの通し番号です。この番号がつくと、その小惑星を発見した人に名前を提案する権利が与えられます。その後、発見者から提案された名前は国際天文学連合で審議され、承認されると晴れて国際的に通用する小惑星の名前となります。

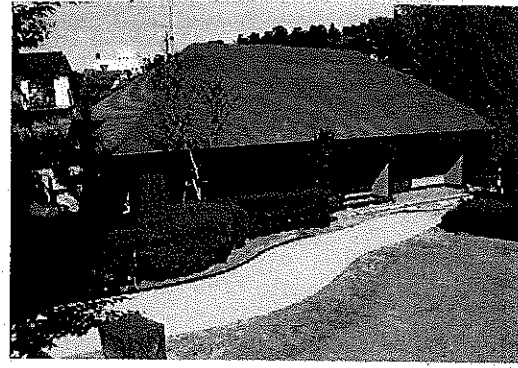
小惑星の発見から命名までの流れ

- ①小惑星の発見を小惑星センターに報告
- ②新小惑星らしい場合は仮符号がつく
- ③軌道が正確にわかるまで観測を継続
（少なくとも4～6年間）
- ④軌道が正確に決まる
- ⑤小惑星センターが正式な番号（確定番号）を発表
- ⑥発見者が提案理由をつけて名前を提案する
- ⑦国際天文学連合で提案名が審査され、認められれば国際的に通用する小惑星名となる（提案後、公表まで半年程度かかる）

鳥取市と郡山市との関わり(抜粋)



宇倍神社



旧坪内元興家住宅(開成館敷地内)

明治新政府が東北地方の開発を直接国の費用で実施する第1号として、安積^{あさか}の大地が選ばれました。

これが世に言う「安積開拓^{あさか開拓}」です。水の便が悪かったこの地で大規模な開拓を行うために、猪苗代湖の水を安積の大地に引いた国営による安積^{あさか}疏水の開さく事業が行われました。

安積疏水の開さくが国営で行われることが約束されると、9藩（久留米・鳥取・岡山・松山・土佐・米沢・二本松・会津・棚倉）の士族など、全国各地から約500戸、2,000人余の人々が安積郡の諸原野に移住し、この原野を切り拓きました。そして、これらの事業により現在の郡山(安積郡全域)発展の基盤が築かれることになりました。

郡山駅前から旧会津街道を通り、磐越西線喜久田駅の少し手前に行くと「十四戸」というバスの停留所があります。これは昔、広谷原といわれたこの辺りに、鳥取士族の開拓者が14戸入植したためにできた地名です。

喜久田町には、このほかにも「三戸・十五戸・十二戸・三十戸」と呼ばれる集落名があります。これらは全て同じ理由からできた鳥取開拓の地名です。

鳥取開墾社は、旧鳥取藩の上級士族を網羅して結成した組織、鳥取「共立学舎」の幹部今井鉄太郎が、明治12年、政府の勸奨をうけ単身現地視察に来県しました。そして、帰郷すると、共立学舎を中心に移住計画を立て、明治13年1月、先発隊として今井と坪内元興・仙台吉衛の3人が移住しました。その後、鳥取の士族69戸約300人が、ここに移住したのは、明治14年。

鳥取士族の心の拠り所となったのは、地元鳥取の宇倍神社の分霊を奉仕した「宇倍神社」でした。

実は、安積開拓で入植した鳥取士族の資料は、長い間火災で焼失したとされていました。しかし、平成7年、当時、ラーメンの研究のため福島を訪れた鳥取女子高校(現・鳥取敬愛高校)社会部の生徒と顧問の教諭が、偶然にも宇倍神社の社務所から大量の「幻の資料」を発見したのです。これをきっかけに、両市の間で新たな交流が始まり、平成17年11月25日に姉妹都市となりました。

もっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会へ

第2回鳥取市議会

議会報告会

鳥取市議会では、平成26年12月定例会から平成27年9月定例会までの間に審議した議案や、議会の取り組みなどについて、議員が直接みなさまにご報告させていただくとともに、議会活動や市政に対するご意見をお伺いするため、今年も議会報告会を開催します。

～多くのみなさまのお越しをお待ちしています～

◆議会報告会の日程表◆

日 時	時 間	場 所
10月27日(火)	19:00～20:30	福部町中央公民館
		用瀬町民会館
10月31日(土)	14:00～15:30	さざんか会館
		青谷町総合支所多目的ホール

P

※各会場は、駐車場スペースが限られていますので、お近くの方は、徒歩又は自転車でご参加ください。また、自動車に参加される場合は、できるだけ乗り合わせでお越しくださいますようお願いいたします。

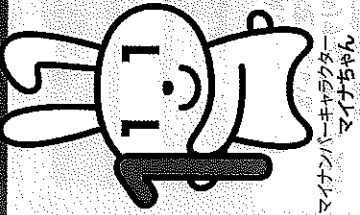
お問い合わせ先：鳥取市議会事務局 調査係 Tel (0857) 20-3343

平成27年10月から マイナンバー(個人番号)が通知されます

鳥取市から
お知らせ

平成27年10月発行①

いよいよマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります



- マイナンバーは住民票を有するすべての方に付番される、12桁の固有の番号で、原則生涯変わりません。
- マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策の分野に利用されます。
- 民間の事業所でも、源泉徴収や健康保険などの手続きで取り扱います。(従業員のマイナンバーの記載が必要です)

I マイナンバーが通知されます ~ 通知カードが届きます ~

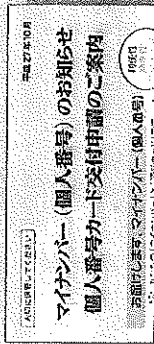
平成27年10月中旬から12月にかけて住民票の住所に「通知カード」(紙製)が世帯ごとに簡易書留で郵送されます。
必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。

「封入されているもの」



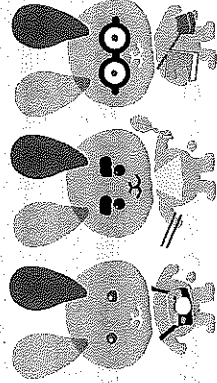
①宛名合紙(お問い合わせ先記載あり)

②通知カード
十個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
十世帯カード合紙
※世帯人数分(1世帯最大4人まで)



③説明用ハブフレット(8ページ3つ折り)

④個人番号カード申請書の返付封筒



お願い

市役所など行政機関の各種手続きの際に、マイナンバーの記載、通知カードが必要となりますので、
平成28年1月以降は、窓口に通知カードをお持ちいただきますようお願いいたします。
マイナンバーが記載されたカードは、なくさないよう大切に保管してください。
(通知カードを紛失等の場合、再発行手数料は500円です。)

鳥取市でマイナンバーを使用する主な事務と担当課

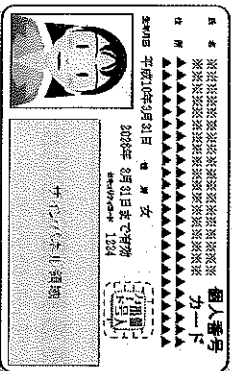
マイナンバーを使用する主な事務		鳥取市の担当課
1.住民基本台帳に関する事務	市民課	市民課
2.市税の賦課・徴収に関する事務	市民課	市民課、固定資産税課、徴収課、債権管理課
3.国民健康保険に関する事務	市民課	市民課
4.国民年金に関する事務	市民課	市民課
5.一般健康診査の実施に関する事務	市民課	市民課
6.後期高齢者医療に関する事務	市民課	市民課
7.未熟児養育医療の給付に関する事務	市民課	市民課
8.介護保険に関する事務	市民課	市民課
9.高齢者福祉施設入所等措置・費用徴収に関する事務	市民課	市民課
10.児童手当に関する事務	市民課	市民課
11.児童扶養手当に関する事務	市民課	市民課
12.保育所・幼稚園に関する事務	市民課	市民課
13.母子生活支援に関する事務	市民課	市民課
14.母子家庭自立支援給付の支給に関する事務	市民課	市民課
15.障害者手帳に関する事務	市民課	市民課
16.障害者福祉サービスに関する事務	市民課	市民課
17.特別児童扶養手当に関する事務	市民課	市民課
18.障害児福祉手当・特別障害者手当の支給に関する事務	市民課	市民課
19.地域生活支援事業の実施に関する事務	市民課	市民課
20.自立支援給付の支給に関する事務	市民課	市民課
21.生活保護に関する事務	市民課	市民課
22.自立支援給付に関する事務	市民課	市民課
23.被災者・被災者特別給付の支給に関する事務	市民課	市民課
24.被災者遺族特別給付の支給に関する事務	市民課	市民課
25.中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	市民課	市民課
26.予防接種に関する事務	市民課	市民課
27.予防接種健康被害給付金の支給に関する事務	市民課	市民課
28.母子健康手帳の交付に関する事務	市民課	市民課
29.母子健康指導・新生児・妊産婦・未熟児訪問指導に関する事務	市民課	市民課
30.母子健康診査に関する事務	市民課	市民課
31.市営住宅・改良住宅の管理に関する事務	市民課	市民課
32.被災者台帳の作成に関する事務	市民課	市民課
33.要保護・要保護医療費支給に関する事務	市民課	市民課

このほかに、国の機関や県の事務にもマイナンバーが利用されます。

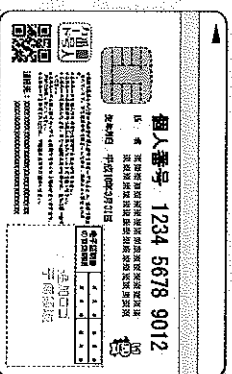
◎希望される方は「個人番号カード」(顔写真付きICカード)を作ることができます。裏面をご確認ください。

Ⅱ 平成28年1月から「個人番号カード」の発行が始まります

- ご希望の方はICチップ入り「個人番号カード」を取得できます。1月から順次交付されます。
- 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」で申請ください。



表面(実)



裏面(実)

- 個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・有効期間等が記載された、顔写真付きのICカード(プラスチック製)で、本人確認書類として利用できます。
- e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が、カード裏面のICチップに標準搭載されます。
- 個人番号カードに搭載される「電子証明書の有効期間」は、発行後5回目の誕生日となります。
- 初回発行手数料は無料です。(電子証明書代含む) (紛失等の場合、再発行手数料がかかります。)
- 「個人番号カードの有効期間」は20歳以上の方は発行後10回目(未成年の方は5回目)の誕生日までです。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

～個人番号カードと住民基本台帳カードの発行・利用期間～

平成27年12月22日で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。

- 平成27年12月22日までに交付された住民基本台帳カードは、有効期間まで有効です。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、その時点で、住民基本台帳カードは廃止・回収します。

～公的個人認証サービス(電子証明書)を利用の皆さまへ～

■平成27年12月22日で「住民基本台帳カードに格納する電子証明書」の新規発行・更新は終了します

- 「個人番号制度」に移行するため、平成27年12月22日をもって、住民基本台帳カードに格納する電子証明書の新規発行・更新は終了します。
- 住民基本台帳カードに格納されている従来の電子証明書(有料500円)の有効期間は3年間です。(住所変更等で途中失効した場合を除く)

平成28年1月以降も、有効期限までは電子申請等にご利用いただけます。

■平成28年1月から「電子証明書を標準搭載した個人番号カード」の交付が始まります

○個人番号カードに標準搭載される電子証明書は、初回無料・有効期間 5 年間です。

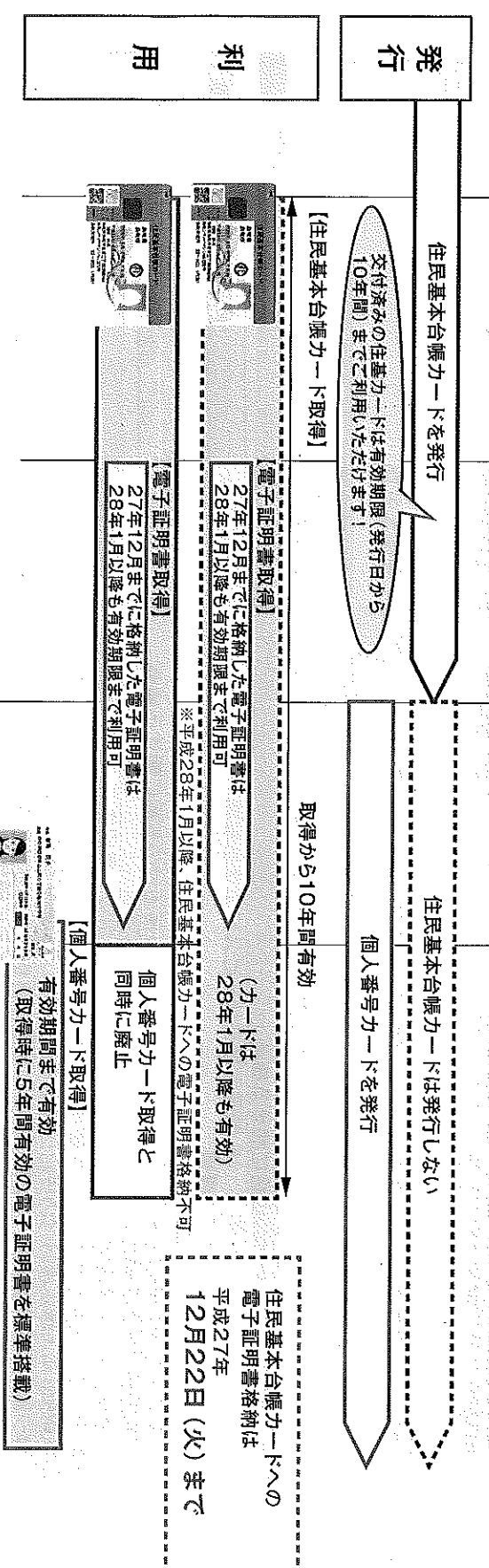
■個人番号カード取得にあたってご注意ください

○確定申告などで電子証明書の申請が増える時期と個人番号カードの交付開始時期が重なるため、申請から交付までの期間が通常の想定より長くなること、並びにお渡し窓口の混雑が予想されます。

公的個人認証サービスを利用して確定申告(e-tax)等をする方は、現在の電子証明書の有効期限をご確認のうえ、早めに個人番号カードを申請されるか、または平成27年12月22日までに住民基本台帳カードに電子証明書を発行・更新されることをおすすめします。

詳しくは鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.city.tottori.lg.jp> 《公的個人認証》

平成28年1月



マイナンバー制度のお問合わせ

国のコールセンター

☎ [日本語窓口] 0570-20-0178 ☎ [外国語窓口] 0570-20-0291

全国共通ナビダイヤル [受付時間] 平日9:30~22:00 土日祝日9:30~17:30 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

個人番号カードコールセンター

☎ [日本語窓口] 0570-783-578 ☎ [外国語窓口] 0570-064-738

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)
全国共通ナビダイヤル [受付時間] 平日8:30~22:00 土日祝日9:30~17:30 ※平成28年4月からは平日8:30~17:30

鳥取市コールセンター

☎ [設置期間] 平成27年9月18日~平成28年3月31日 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)

☎ ナビダイヤル 0570-0857-78